

東京地裁行政訴訟（M）勝利を祝して 報告集会を現地名古屋で開催！

10月15日、東京地方裁判所631号法廷は行政訴訟（M）に対して、「原告（会社）の請求を棄却する」という、私たち東海労に対する勝利判決を下しました。行政訴訟（M）とは2006年2月21日に名古屋車両所分会が愛知県労働委員会に「組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去」は不当労働行為であると救済申し立てを行ったものです。

会社は地労委での組合側勝利の命令を不服として、中央労働委員会、そして今回の東京地方裁判所と悪あがきを繰り返してきたのです。今回の勝利判決を受けて、直ちに本部、地本は会社に対して申し入れを行っています。会社は自らの社会的立場を自覚するならば、判決を真摯に受け止めて、速やかにJ R東海労中央本部・新幹線関西地方本部・名古屋車両所分会に対して謝罪を行わなければなりません。

新幹線関西地本は10月18日、名古屋金山の「れあろ」において、行政訴訟（M）勝利報告集会を名両分会の組合員参加の下で開催してきました。集会では主催者を代表して小林委員長より「勝ってあたりまえという声もあるが、今日までの闘いがあるから、今日の日がある。J R東海では会社の一方的撤去を許さない闘いをつくり出してきた。これからも会社のやりどく・やりたい放題を許さない」と力強い挨拶が述べられました。集会参加者全員で、今後も会社による不当労働行為に対しては毅然として対決していくことを確認しました。



**会社は判決に従え！
掲示物の一方的撤去は不当労働行為だ！
会社は本部・地本・分会に対して謝罪せよ！**